

刑務所・拘置所の被収容者が「特別定額給付金」を受給するには 監獄人権センター相談部

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が令和2年4月20日に閣議決定されました。感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行う目的で、一人につき10万円の「特別定額給付金」が給付されます。

給付対象者：基準日(令和2年4月27日)時点で住民基本台帳に記録されている人

受給権者：給付対象者の属する世帯の世帯主

※同一世帯の給付対象者全員分を受給権者がまとめて受給する

申請方法：郵送またはオンライン

申請期限：郵送方式の申請受付開始日から3カ月以内

※支給申請の受付開始は市区町村ごとに異なります。詳細は、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

給付開始日：市区町村において決定(緊急経済対策の趣旨を踏まえ、可能な限り迅速な給付開始を目指すものとする)

1. 郵送による申請について

基準日(令和2年4月27日)時点で

①刑事施設に住民登録がある場合

住民登録がある市区町村から刑事施設内の本人宛に「特別定額給付金」の申請書が送付されます。申請書に必要な事項を記入し、必要書類を同封のうえ市区町村に返送することで、申請を行うことが可能です。

②元の住所に住民登録がある場合

元の住所に申請書が送付されます。同じ世帯に家族がいる方は、家族の方に手続きを依頼して下さい。单身の方は、申請書を受け取ることが難しいため、住民登録している市区町村に対して「申請書の再発行及び当該刑事施設への送付」を手紙等で依頼して下さい。

③住民登録がどこにあるか不明の場合

最後に住民登録したと思われる市区町村に「住民票の写し」の交付(※郵送交付、かつ刑事施設を郵送先に)を請求する等の方法で、住民登録の有無を確認して下さい。

・当該の市区町村に住民登録がある事が確認できた場合は、②の方法で市区町村に対して「申請書の再発行及び当該刑事施設への送付」を依頼して下さい。

・住民登録がない、あるいは職権消除されている

場合は、④をご参照下さい。

④住民登録がどこにも無いと思われる場合

本籍地の市区町村に「戸籍の附票の写し」の交付を請求する等の方法で、いずれかの市区町村に住民登録が残っているかどうか確認して下さい。

・いずれかの市区町村に住民登録が残っている場合は、当該の市区町村に対して②の方法で「申請書の再発行及び当該刑事施設への送付」を依頼して下さい。

・住民登録が残っていない場合は、刑事施設の住所あるいは希望する住所に住民登録をして下さい(外国人の方はできない場合があります)。住民登録を新たに行う場合の手続きや方法については、当該の市区町村に確認して下さい。住民登録が完了したら、当該の市区町村に対して②の方法で「申請書の再発行及び当該刑事施設への送付」を依頼して下さい。

2. 現金書留による受給

「特別定額給付金」は、原則として申請者(世帯主)の銀行口座への振り込みで給付することとされていますが、「特別定額給付金」の実施本部である総務省は、刑事施設等に入所中の人については「例外的に現金書留による給付を行うことも差し支えないものとする」との見解を公表しています(「矯正施設や留置施設等の刑事収容施設等に入所している被収容者等が対象となる特別定額給付金の申請・受給の手續に係る留意事項等について」総務省自治行政局特別定額給付金室長より各都道府県特別定額給付金担当部長、各指定都市特別定額給付金担当局長宛て事務連絡(令和2年5月1日付))。

現金書留による受給の可否や具体的な方法は、刑事施設の職員の方等にご確認下さい。

3. その他の注意点

申請や受給について、刑事施設の住所に住民登録を行う方法等、分からない事は当該の市区町村、刑事施設の職員の方等にご確認下さい(監獄人権センターでは、市区町村に本人の代わりに問い合わせる等はお引き受けできません)。

出所日が近い方等、申請から受給までに居所が変わる可能性がある方は、当該の市区町村に必ず相談して下さい。